

「写し」

総郵第39号
平成18年4月3日

郵政民営化委員会
委員長 田中 直毅 殿

総務大臣 竹中 平蔵

日本郵政公社による出資の認可について

日本郵政公社総裁生田正治から、平成18年3月24日付け郵郵事第3126号をもって、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第30条の規定に基づく出資の認可の申請がありました。

これについて審査した結果は別紙1のとおりであり、別紙2の内容を条件として認可することが適当であると認められ、認可することとしたいので、同法第33条第1項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

審査結果

審査事項(認可基準)	審査結果
<p>1 出資の相手方(出資会社)は、適切な事業の計画を有しているか。特に、出資会社は、国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする会社であるか【郵政民営化法第30条関係】。また、出資会社の収支・資産・負債の見込みは、健全なものとなっているか(それらの見込みは、市場予測や業務を行う体制等に照らして、合理性があるか。)</p>	<p>(出資の相手方は国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする会社であるか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件出資会社(以下「本会社」という。)の定款第2条及びその解説によれば、本会社は、航空機による貨物運送に関する事業を行うことを目的としているものである。そして、申請書記載の事業計画の概要及び収支見込みによれば、その主たる事業は、定款第2条第4号に該当するものとして行う全日本空輸株式会社(以下「全日空」という。)からの委託により行う貨物機の運航業務の管理(全日空の便名により、本会社の指揮監督権の下で貨物機を運航するもの)であり、また、当該貨物機による貨物の運送は本邦とアジア諸国を中心とした外国の間において行うものである。 ・ したがって、本会社は、「国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする会社」であると認められる。 <p>(収支見込み等の健全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会社の収支見込み(出資後5年間)は、3年目以降は黒字、5年目には累積解消となっており、また、開業時の借入も2009年度中には完済するなど資産・負債の見込みも特に問題と考えられる点はなく、健全なものとなっている。 ・ 当該見込みにおいては、収支の大半が、全日空からの貨物機の運航管理の受託業務に係るものとなっている。同社からの業務受託については、申請書記載の事業計画、収支計画については全日空も了解していることから、現実性があるものかについては、外国と我が国の航空当局間協議等が必要な場合もあり、不確定要素がないとは言えないが、受託料は、貨物機の運航業務に係る経費を償うように設定することとなり、開業費の償却費用等に起因する設立当初時期を除いて、基本的に赤字とならないような仕組みとなっていることから、収支の健全性は担保されているものと考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> また、業務の実施体制に関しては、本会社は、航空運送事業者として従来から旅客とともに国際間の貨物の航空運送を実施している全日空の子会社である株式会社エアージャパンの貨物部門を分割承継することとしているものであることから業務の実施に必要なノウハウ等を有しており、加えて、全日空からの運航・整備支援を受けるものであることから、業務の遂行上の体制面での問題もないものと考えられる。 したがって、出資会社の収支・資産・負債の見込みは健全なものとなっており、その根拠に合理性があると考えられる。 <p>以上とおり、出資会社は適切な事業の計画を有していると認められる。</p>	<p>2 会社の本来業務の遂行へ支障を与えるような出資となっていないか。例えば、キャッシュフロー一等の面で過大な出資となっていないか。役職員を派遣する場合、本来業務に支障がでない程度となっているか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本件出資は、公社自己資金による4,200万円である。公社の郵便業務は、平成18年度中、常時100億円程度の手元流動性を有する計画であることから、本件4,200万円の出資は、資金繰りの面で過大なものではないと考えられる。 また、公社は、本会社の役員及び職員としてそれぞれ2名程度の職員を派遣予定であるが、公社の郵便部門の職員は約1万4,000人(16年度末)であることから、本来業務たる公社の郵便業務に支障がでる人数であるとは考えられない。 本会社の収支等の見込みについては、上記のとおり健全なものとなっている。 <p>以上とおり、本件出資は公社の本来業務の遂行へ支障を与えるようなものではないと認められる。</p>	<p>3 ノウハウの獲得等、民営化後の事業展開のための準備的行為として、民営化後に向けた発展性を有するなど、日本郵政株式会社の方にも整合した適切な出資であるか【法第33条関係】。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 公社は、将来、郵便事業者が「総合国際物流事業者(インテグレーター)」となることを目指すものとし、そのためには良質な国間輸送手段として自己の航空輸送力を確保することが必要不可欠との認識の下、国際貨物航空運送事業を営む会社の経営に参画することにより、国際貨物航空運送に係る荷主のニーズや貨物オペレーション等のノウハウを獲得することを目的として本件出資を行うものとするものである。 	

	<p>・ 本会社は、航空運送事業者として従来から旅客とともに国際間の貨物の航空運送を実施している全日空の子会社である株式会社エアージャパンの貨物部門を分割承継することとしているものであり、国際貨物輸送事業に関するノウハウを有すると考えられる。公社においては、本件出資に伴い、本会社の役員及び職員にそれぞれ2名程度の職員を派遣する予定であり、ノウハウ獲得が期待できる。</p> <p>・ 日本郵政株式会社も、公社が本会社に出資することについて異存なしとしているところ。</p> <p>以上のとおり、ノウハウの獲得等、民営化後の事業展開のための準備的行為として、民営化後に向けた発展性を有するなど、日本郵政株式会社の考え方にも整合した適切な出資であると認められる。</p>
<p>4 出資会社が参入する市場の競争状況(競争事業者の現状、市場全体の伸び、出資会社のシェアの見通し等)や出資会社が取引を行う方法等に照らし、出資会社が公社の優位性を殊更に利用することにより、同種の業務を営む競争事業者の利益を不当に害することのないよう、公社として特に配慮しているか【法第35条関係】。</p>	<p>・ 事業計画によれば、本会社の業務は大別して、①全日空からの委託を受けて行う全日空便名の貨物機の運航、②貨物スペース(全日空便名による貨物機のほか本会社の便名により運航する貨物機の貨物スペースを含む。)の販売代理である。</p> <p>・ ①については、全日空が同社及び子会社であるエアージャパンの貨物機の運航を同じく子会社である本会社に集約しようとする同社グループの方針の下に行われるものであり、当該業務の受託に関して、他の会社との競合が問題となるような性格のものではない。</p> <p>・ ②については、全日空が貨物スペースの管理、販売をする中で、公社及びエクスプレス事業者(=TNT日本法人、設立予定のTNTとのJV)に対する貨物スペースの販売代理を担う会社として本会社は位置づけられている。公社は、本会社が販売代理という形でその一端を担う全日空の貨物スペースの販売に関し、同種の業務を営む競争事業者の利益を不当に害することのないよう、</p> <p>ア 公社として、将来にわたり、本会社のために公社の公的資源(顧客基盤、信用力)を不当に活用した営業支援活動(公社の顧客名簿の使用や公社の事業と誤認させる行為等)を行わず、また、本会社が公社の顧客名簿の使用等、公社の出資会社と</p>

しての地位を利用した営業活動を行うなどしないようコンプライアンス確保に向けて
大口株主としての責務を果たすなどの配慮を行う

イ 会社は、会社自身や他の公社出資子会社が本会社の貨物航空輸送を利用するに
際して、適正なコストに照らして不当に低廉な対価による提供を求めず、また、本会社
が不当廉売をしないよう公社としても配慮を行う

ウ 会社は、会社自身や他の公社出資子会社を通じた貨物航空輸送の利用において
経済性や利便性を無視して本会社を優先利用することはしないなどの配慮を行う
と、本会社及び公社自身の活動両面から配慮することとしている。

・ なお、本会社が取扱貨物取扱量全体でみても、日本発着の国際貨物航空運送
市場全体(取扱量ベース)が年率約 10%の伸びを示しており今後も年平均4%
以上の成長が見込まれるとされている中で、本会社のシェアは、エアージャパン及
び全日空から承継されるものを含め業務開始3、4年後で5%弱程度に過ぎず、ま
た、取扱貨物増加量についても市場全体の増加量の範囲内の事業計画となってい
る。

以上のおお、本件出資に関して、公社がその優位性を殊更に利用することにより、同
種の業務を営む競争事業者の利益を不当に害することがないよう、公社として特に配慮し
ているものと認められる。

条 件

- 1 日本郵政公社（以下「公社」という。）による国際物流事業への進出は準備期における準備的行為として特例的に認められたものであることを踏まえ、公社は、申請書に「出資の相手方が行おうとする業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項」として記載された事項の着実な履行に努めること。
- 2 公社は、その本来業務の遂行に支障を生じるおそれがあり、あるいは、出資会社の業務と同種の業務を営む事業者との競争条件を大きく変更するおそれがあるような出資会社の事業計画の変更等がなされるときは、あらかじめ総務大臣に届出を行うこと。